

# 令和8年度 府中市サッカーリーグ実施要項

大会名称	府中市サッカーリーグ
主 催	府中市サッカー連盟
会 場	府中市郷土の森サッカー場、府中市是政運動広場、朝日フトボールパーク

## 1. 参加資格

- (1) 府中市に在住、在勤している者。但し、市外に在住・在勤及び在学している者は5名迄登録を認める。
- (2) 女子選手の出場を認める。
- (3) 一般の部については16歳以上で構成されたチームで、チーム代表者は20歳以上の者とする。
- (4) シニアの出場資格は以下の通りとする。
- ① O-40の部  
1987年4月1日以前に生まれた者（2026年4月1日時点で満年齢39歳以上の者）
- ② O-50の部  
1977年4月1日以前に生まれた者（2026年4月1日時点で満年齢49歳以上の者）但し、女子選手の年齢は1987年4月1日以前に生まれた者（2026年4月1日時点で満年齢39歳以上の者）とする。
- ③ O-60の部  
1968年4月1日以前に生まれた者（2026年4月1日時点で満年齢58歳以上の者）但し、女子選手の年齢は1977年4月1日以前に生まれた者（2026年4月1日時点で満年齢49歳以上の者）とする。
- また、リーグに登録できるチーム数は12チームとする。参加要件については別に定める。**
- (5) 上記(1)～(4)のほか、次の各号に該当するチーム及び選手は参加を制限する。
- ① 地域リーグ（社会人・大学リーグ）より上部リーグに登録している選手
- ② 府中市サッカー連盟（以下連盟とする）に出場を停止されているチームと選手。
- (6) 連盟で認めたチームおよび選手については参加を認める。
- (7) チームは、応急手当の用意をし、あわせてスポーツ傷害保険等に加入して参加する。
- (8) 同一カテゴリで選手の重複登録は認めない。**
- (9) サッカー審判資格を有する者を、登録選手内で3名以上登録すること。**
- (10) サッカー4級登録審判員については連盟が主催する審判研修会に参加すること。**

## 2. 競技方法及び規則

- (1) 競技規則は、当該年度のリーグ戦開始時における当該年度の（公財）日本サッカー協会競技規則に準ずる。**
- (2) 試合方法は、一般（1・2部）及びシニア（O-40、O-50、O-60）とカテゴリ別にリーグ戦方式とする。ただし、参加チーム数により複数ブロックによるリーグ戦後順位決定戦を行う場合がある。
- (3) 試合時間は、一般（1部）については70分（インターバル10分）とし、それ以外のカテゴリについては60分（インターバル10分）とする。ただし、シニア（O-50、O-60）については、50分（インターバル10分）とする。
- (4) 試合中の選手交替は、当日登録の選手の中から1部及び2部については、随時8人とする。
- (5) 試合成立人数は、試合開始時に7人以上とし、11人に満たない場合は交替選手の中から随時追加出場できる。ただし、追加出場した選手は、交替選手の数に含まれる。
- (6) シニア（O-40、O-50、O-60）については前後半で3回まで交代を認める。但し、ハーフタイム及びけが人が出た場合はこの限りではない。
- (7) 試合中脳震盪または脳震盪と疑われる事象が発生した場合に限り交代した選手の再出場を認める。

### **3. 参加人数**

- (1) 参加人数は、1チーム40人以内とする。当該年度の5月1日以降は、隨時登録変更を認める。
- (2) チーム役員として、代表者、評議員、補佐をおき、試合参加する場合は選手登録票の選手欄へ必ず記入すること。
- (3) 選手の追加及び変更する場合、追加及び変更する選手が出場する試合の前までに、所定の手続きをもってリーグ運営委員会事務局の承認を得なければならない。

### **4. 順位決定**

- (1) リーグ戦の勝ち点は、次のとおりとする。
  - ① 【勝ち】3点 【引き分け】1点
  - ② 【負け】0点 【不戦敗】-1点（前日まで）又は-3点（当日）（不戦敗における点数は「0対3」）
- (2) 試合当日2週間前までに、試合ができる旨の申し出があった場合、勝点-1点はつけないものとする。
- (3) 順位の決定は、次の順で決定する。①勝点 ②得失点差 ③総得点 ④該当チームの対戦間の勝者⑤懲戒罰の数の順で決定する。
- (4) 前項の条件すべて同数で、優勝並びにリーグ昇格及び降格に係わる場合は決定戦を行う。
- (5) 上位リーグへの昇格及び降格は、上位リーグの下位2チームと下位リーグの上位2チームの間で自動入替えとする。
- (6) リーグのチーム数が少なくなった場合、リーグ参加のチーム数で読み替えることとする。

### **5. 懲罰**

- (1) 公益財団法人日本サッカー協会『徴罰規定』則り、規律委員会を設ける。
- (2) 規律委員会は、連盟の規律委員会とする。
- (3) 期間中に警告の累積が2回に及んだ選手は、自動的に次の1試合に出場できない。
- (4) 退場を命じられた選手・チーム役員は、自動的に次の1試合に出場できず、それ以後の処置については、規律委員会において決定する。
- (5) 実施要項の記載事項に無い徴罰に関する事項は、規律委員会にて決定する。

### **6. 罰則及び失格**

- (1) 次の各号のいずれかに該当するチームは、罰則を負うものとする。
  - ① 試合開始時間に出場選手が6人以下のチーム
  - ② 未登録の選手が試合に出場したチーム
  - ③ メンバー表を未提出のチーム
  - ④ 選手登録票を不携帯のチーム
  - ⑤ 審判を怠ったチーム（人数不足・遅刻等、試合運営に影響を及ぼした場合を含む）
  - ⑥ 当番を怠ったチーム（試合結果登録遅れを含む）
- (2) (1) 項①から④に該当したチームは、その試合は当日における不戦敗とし、0対3で負け、勝点-3点とする。
- (3) (1) 項⑤を当該年度中2回行ったチームは、それ以後の試合はできるが当該年度の全試合の勝点は没収とする。
- (4) (1) 項⑥を当該年度中3回行ったチームは、それ以後の試合はできるが当該年度の全試合の勝点は没収とする。
- (5) (2) 項の不戦敗を2回行ったチームは、それ以後の試合はできるが、当該年度の全試合の勝点は没収とする。
- (6) (3)～(5) 項対象チームの、次年度へのリーグ参加については、理事会により参加可否を決定する。
- (7) 当番・審判の対応で不備及び、チーム運営に問題があるとリーグ運営委員会が判断した場合、チームに対して注意を与える場合、勝点は-1点を付し、(1) 項⑤または⑥に1回該当する。
- (8) 当番・審判の対応で不備及び、チーム運営により重大な問題であると判断した場合、規律委員会で審議したうえで当該チームに対して厳重注意を与え、厳重注意の勝点は-3点以上を付する。

## **7. 上位大会への出場権**

- (1) 当該年度の成績をもとに、上位大会への出場は以下カテゴリから選出する
- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| ① 次年度の東京都スポーツ大会（サッカー競技） | 一般                    |
| ② 次年度の東京都区市町サッカー選手権大会   | 一般                    |
| ③ 当該年度の三多摩サッカー大会        | 一般（1部）、O-40、O-50、O-60 |
- (2) 前項①②についてリーグ戦の成績により選出するが、市民大会優勝チームとの代表決定戦を実施する可能性もある。  
代表決定戦の実施については、府中市民スポーツ大会開催までに連盟理事会で決定する。
- (3) 前年度三多摩クラブサッカー選手権及び三多摩サッカー大会で優勝した一般及びシニア（O-40、O-50）のチームは、  
優勝チーム枠が与えられる可能性がある。
- (4) シニア（O-40、O-50）の優勝に準ずるチームまたは当連盟が認めたチームに対し、都民生涯スポーツ大会への出場  
権を与える。
- (5) シニア（O-60）については市外招待チームを除き、優勝または準ずるチームが三多摩サッカー大会（O-60）への  
出場権を有する。
- (6) 府中市サッカーリーグの参加資格であり、上位大会へ出場する場合は上位大会の参加資格による。

## **8. その他**

本実施要項に関し、必要な事項は連盟が別に定めることができる。

以上